

会告

認定輸血検査技師制度における試験不合格者と欠席者の受験について

平成14年12月1日

認定輸血検査技師制度審議会	
協議会 会長	湯浅晋治
審議会 会長	大戸 斉
カリキュラム委員会	半田 誠
試験委員会	田崎哲典
資格審査委員会	浅井隆善
施設認定委員会	倉田義之

認定輸血検査技師制度における再受験科目について、これまでの筆答試験と実技試験を再受験する方法は2003年をもって改め、2004年より、新規受験年から3年の有効期限に限り、既合格科目の受験を下記の内容に従って免除することといたします。

1. 再受験科目

(1) 2003年の受験科目

従来と同様に、過去の成績にかかわらず、全員が筆答試験と実技試験の両者を受験する。

(2) 2004年以後の受験科目

前年に不合格であった科目のみの受験でよく、前年、または前々年に合格した科目の受験は免除される。

但し、2002年に受験した科目は受験免除の対象とはならない。

2. 再受験科目免除の期間

再受験における、既合格科目受験免除は、新規受験年度（申請年）を含む3年の有効期限内に限るものとする。

3. 欠席者の受験

試験の欠席者は不合格と同様な扱いとなる。

4. 新規受験年の定義

認定輸血検査技師制度に受験を申請し、資格審査で合格した年度を、新規受験年とする。

受験を欠席した場合は、試験不合格と扱われ、残る有効期限内に限り受験免除対象期間となる。

また、新規受験年に、病院実習参加、血液センタ - 研修、講習会参加等の何れかにおいて、必要条件を満たさず受験にいたらなかった場合も、その年は試験不合格と同様な扱いとなり、残る有効期限内に限り受験免除対象期間となる。

新たに認定輸血検査技師制度受験を申請し、資格審査で合格した場合は、その年度を、新規受験年とする。